

補助金の申請から交付までの流れ

間接申請(購入者の委任を受けて協力店が市へ申請)

(1) 協力店で自転車乗車用ヘルメットを購入する。

購入の際、「第5号様式 購入書兼誓約書」に必要事項を記入し、交付申請手続及び受領を協力店に委任することで、販売価格（消費税含む）から補助金額を差し引いた価格で購入する。

※ 購入書兼誓約書の住民基本台帳及び市税納税状況について閲覧同意がいただけない場合は、「直接申請」での手続きに変更。

※ 協力店は、身分証明書等にて購入書兼誓約書の記載と相違がないか確認する。

(2) 協力店は「第6号様式 交付申請書兼請求書（協力店分）」を市民活動支援課窓口 に直接提出する。

申請書等は、市民活動支援課窓口又は市ホームページから入手できます。

【注意】 ヘルメットを販売した日の属する月の翌月10日（販売日の属する月が3月の場合にあっては、当該月の末日）までに提出する。

申請に必要な添付書類

第5号様式 購入書兼誓約書

(3) 「第7号様式 交付（不交付）決定通知書兼確定通知書」が郵送で到着する。

申請書類を審査の上、協力店に通知書を郵送する。

① 使用者が重複していないかを台帳で確認する。

② 申請者、使用者の「住所、氏名、生年月日」を確認する。

③ 申請者の市税の完納状況を確認する。

※ 申請者の審査において、補助金の交付要件を満たしていないことが判明した場合は、市が申請者に補助金の返還請求を行う。

(4) 補助金が協力店の指定口座に振り込まれる。

交付決定通知書兼確定通知書の日から30日以内に振込。